住民税の申告相談

問税務課 市民税係 ☎(27)3313

申告相談日時・場所

〈日時〉 2月21日㈮～3月17日㈪
10:00～16:00 ※土日祝日を除く。

〈場所〉 福祉センター２階会議室

住民税申告相談日程

申告会場は混雑が予想されます。待ち時間短縮のため、できるだけ指定期日での申告にご協力をお願いします。

期日		地区名
2月	21日㈮	公的年金のみの人
	25日㈫	
	26日㈬	
	27日㈭	轟・走潟・緑川
	28日㈮	
3月	3日㈪	
	4日㈫	網津・網田
	5日㈬	
	6日㈭	
	7日㈮	
	10日㈪	宇土・花園
	11日㈫	
	12日㈬	
	13日㈭	
	14日㈮	
	17日㈪	

市役所で受付できない申告

以下の申告は市役所で受け付けができませんので、税務署で申告してください。

- ●消費税
- ●青色申告
- ●準確定申告
- ●退職所得
- ●住宅ローン控除の初年申告
- ●先物取引による雑所得
- ●上場株式等の配当所得
- ●譲渡所得（土地・建物・株式など） など

期間内の申告を忘れずに

住民税の申告は、住民税や国民健康保険税の算出基礎になるものです。申告をしないと、国民健康保険税の軽減措置が受けられない場合があります。忘れずに申告してください。

申告が必要な人

令和７年１月１日現在、宇土市に住所がある人で、令和６年中の収入の状況などが次の項目に該当する人

- ●営業や農業、不動産などの収入があった人
- ●給与所得者でその他の収入があった人
- ●日雇い、パート、アルバイトなどの収入があった人
- ●退職し再就職していない人
  （年末調整が未済で控除などの追加がある人）
- ●公的年金受給者で社会保険料などの控除を受ける人や、その他の収入があった人
- ●世帯主が単身赴任などで転出している家族の人
- ●遺族年金や障害年金のみを受給している人
- ●雇用保険のみを受給していた人
- ●収入がなかった人で配偶者控除や扶養控除の被扶養者になっていない人と国民健康保険加入の世帯主の人

申告に必要なもの

本人確認書類、マイナンバーが分かるものと次の書類が必要です。

対象項目（該当者のみ）	必要書類・持参物
給与、年金所得	源泉徴収票（原本）
事業所得（営業・農業）、不動産所得	収入や経費などが分かる明細書や収支内訳書
一時所得、雑所得	収支・経費の分かる書類
社会保険料控除	国民健康保険税・国民年金控除証明書など
医療費控除	医療費控除の明細書
生命保険料・地震保険料控除	支払保険料の証明書（旧長期損害保険料の証明書を含む）
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳など

※医療費控除や事業所得などの収支内訳の計算には、時間がかかりますので、医療費控除の明細書や収支内訳書は予め作成してお越しください。

令和６年分確定申告の期限内納付と振替期日

「申告所得税及び復興特別所得税」及び「消費税及び地方消費税（個人事業者）」の納税は、「振替納税」（口座引落）や「スマホアプリ納付」が大変便利です。ぜひご利用ください。

	納付期限	振替納税の振替日
申告所得税及び復興特別所得税	3月17日㈪	4月23日㈬
消費税及び地方消費税（個人事業者）	3月31日㈪	4月30日㈬

申告フローチャート

・簡易に判断する場合のフローチャートです。納めすぎた所得税の確定申告を受け付ける場合は、下表に関わらず確定申告が必要です。不明な点はお問い合わせください。

スタート

［令和7年1月1日現在宇土市に住んでいた。］

YES ➡ 令和6年1月から令和6年12月中にどんな収入がありましたか？

NO ➡ ［宇土市での申告は必要ありません。令和7年1月1日に住んでいる市区町村で申告してください。］

収入なし、非課税収入のみ（遺族年金、障害年金、失業給付など）	宇土市在住の親族の税法上の扶養になっている	申告不要
	・誰の税法上の扶養にもなっていない ・宇土市以外の親族の税法上の扶養になっている	住民税申告
主に年金収入 ※年齢は令和7年1月1日現在	年金収入のみで148万円（65歳未満は98万円）以下である	申告不要
	年金収入のみで148万円（65歳未満は98万円）超、158万円（65歳未満は108万円）以下で所得控除がある	住民税申告
	年金収入のみで158万円（65歳未満は108万円）超、400万円以下で扶養親族等申告書の記載内容の他に所得控除の追加がない	申告不要
	年金収入のみで158万円（65歳未満は108万円）超、400万円以下で扶養親族等申告書の記載内容の他に所得控除の追加がある	住民税申告
	年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円以下である	住民税申告
	年金収入が400万円以下で、他の所得が20万円を超える	確定申告
	年金収入のみで400万円を超える	確定申告
主に給与収入	・年末調整が済んでいる（1ヵ所からの給与のみ） ・給与収入が93万円以下	申告不要
	給与収入以外の所得が20万円以下である	住民税申告
	・年末調整の内容に変更がある ・医療費控除を受ける ・2ヵ所以上から給与支払いを受けた ・年末調整が済んでいない（※給与収入93万円以下も含む） ・給与収入が2千万円を超える ・給与収入以外の所得が20万円を超える（給与収入金額に関係なく）	確定申告
事業所得（農業、営業など）、不動産所得、雑所得、一時所得、利子所得、配当所得、総合譲渡所得	所得金額より控除が多い場合（所得税が課税されない）	住民税申告
	所得金額より控除が少ない場合（所得税が課税される）	確定申告
住宅借入金等特別控除（初年度）、譲渡所得（土地・建物）、先物取引の雑所得、株式等の譲渡所得、上場株式などの配当所得、山林所得 ※確定申告が不要な場合あり		確定申告

スマホとマイナンバーカードでe-Tax！

マイナンバーカード読取対応のスマートフォンとマイナンバーカードがあればいつでもどこでもe-Taxによる申告ができます。
マイナンバーカードのパスワードを忘れた場合やロックされた場合の対処法については、公的個人認証サービスのポータルサイトをご確認ください。

「確定申告書等作成コーナー」はこちらから

公的個人認証サービスのポータルサイトはこちらから